

令和2年度 さいたま市立岸町小学校いじめ防止基本方針

I はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こり得る」という基本認識の下、本校の全児童が、明るく楽しい学校生活を送ることができるよう、いじめが起きない学校をつくるため、いじめを許さない集団をつくるため、「さいたま市立岸町小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

学校は、保護者、地域住民、関係機関と連携を図り、学校全体でいじめの防止・早期発見に取り組むとともに、いじめの事実を確認したときは、適切かつ迅速に対応する責務を有する。

さいたま市立岸町小学校いじめ防止基本方針は、「いじめ防止対策推進法」及び国の「いじめの防止等のための基本的な方針」に基づき、全教職員による「いじめは絶対に許さない」の共通認識のもと、本校の全児童が、明るく楽しい学校生活を送ることができるよう、「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」の具体的な取組について示したものである。

II 本校のいじめの問題に対する基本姿勢

- 1 教職員、児童、保護者、地域が一体となり、「いじめは絶対に許されない」という認識をもつ。
- 2 いじめられている児童を最後まで守り抜くとともに、担任や関係部、関係機関等による心のケアに努める。
- 3 教職員がいじめを発見し、または相談を受けた場合は、一人で情報を囲むことなく、学校が一丸となって速やかに組織的に対応する。
- 4 児童と児童、児童と教職員の間、に、共感的な人間関係を築く。
- 5 いじめの早期発見・早期対応を行う。
- 6 いじめの問題について、保護者・地域・関係機関と連携を深める。
- 7 学校と家庭が連携・協力して事後指導にあたる。
- 8 いじめは、誰にでもあり得るという認識をもつ。
- 9 いじめの加害児童に対し、成長支援の観点に立ち、毅然とした態度で指導するとともに、いじめの加害児童が抱える問題を解決するため、心理や福祉等の専門性を生かした支援や関係・専門機関との連携を図る。
- 10 学校の教育活動全体を通じて、特別支援教育、国際教育、人権教育の充実を図り、児童への指導を組織的に行う。

III いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等、当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通

じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※「けんかやふざけ合い」であっても、見えないところで被害が発生している場合もあることから、背景にある事情を確認し、児童の感じる被害性を踏まえ、いじめに該当するか否かを適正に判断する。

※いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされているものとする。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が、相当の期間継続していること。この相当の期間とは少なくとも3か月を目安とする。

②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことが認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認すること。

IV 組織

1 いじめ対策委員会（「いじめ防止対策推進法」第22条）

(1) 目的 岸町小学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため

(2) 構成員 校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、各学年生徒指導担当、学年主任、教育相談主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、特活主任、PTA会長、民生児童委員・主任児童委員、自治会長、青少年育成会長、人権擁護委員、

※必要に応じて、さわやか相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、などの上記構成員以外の関係者を招集できる。

※出席者は内容についての守秘義務を負う。

(3) 役割 学校いじめ対策委員会は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。具体的には、次に掲げる役割が挙げられる。

【未然防止】

・いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

【早期発見・事案対処】

- ・いじめの相談・通報を受け付ける窓口
- ・早期発見・事案対処のため、いじめの疑いの情報の収集と記録、共有
- ・いじめの情報があつた時の事実関係の把握といじめであるか否の判断
- ・被害者への支援、加害者への指導体制・対応方針の決定と保護者との連携

【学校いじめ基本方針に基づく各種取組】

・岸町小学校いじめ防止基本方針の実行・検証・修正

- ・いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施
- ・岸町小学校いじめ防止基本方針が機能しているかの点検・見直し（PDCA サイクル）

（４）開催

- ア 定例会（年２回を基本とする。）
- イ 校内委員会（生徒指導委員会と兼ねて開催）
- ウ 臨時部会（必要に応じて、必要なメンバーを招集して開催）

（５）内容

- ア 学校基本方針に基づく取組の実施及びその進捗状況の確認、定期的検証
- イ 教職員の共通理解と意識啓発
- ウ 児童や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
- エ 個別面談や相談の受け入れ、及びその集約
- オ いじめやいじめが疑われる行為の集約
- カ 発見されたいじめ事案への対応
- キ 構成員の決定
- ク 重大事態への対応

２ 子どもいじめ対策委員会

（１）目的 いじめの問題を自分たちの問題として受け止め、自分たちでできることを主体的に考え、行動するとともに、いじめを許さない集団やいじめが起きない学校をつくろうとする意識を高め、いじめの防止等の取組を推進する。

（２）構成員 児童会長、児童副会長、児童会書記、各委員会委員長、代表委員

（３）開催 定例会（代表委員会と兼ねて各学期１回を基本とする。）

（４）内容

- ア いじめ撲滅に向けた話し合いを主体的に行う。
- イ 話し合いの結果を学校に提言する。
- ウ 提言した取組を推進する。
- エ いじめの未然防止に向けた児童の主体的な取組を推進するため、各委員会の委員長や代表委員が集まる話し合いを開催する。

V いじめの未然防止

１ 道徳教育の充実

（１）教育活動全体を通して

- 「いじめをしない、許さない」資質を育むために、あらゆる教育活動の場面において、道

- 徳教育に資する学習の充実に努め、全教師の協力体制を整える。
- 道徳の内容項目と関連付けて、重点化を図り、全体計画を作成する。

(2) 道徳の時間を通して

- 「いじめ撲滅強化月間」(6月)に、「2 主として他の人との関わりに関すること」の内容項目を取り上げて指導する。

2 「いじめ撲滅強化月間」(6月)の取組を通して

- 実施要項に基づき、本校及び本校児童の実態に応じて、以下の全ての内容に取り組む。
- ・児童生徒啓発ポスターを活用した、いじめ撲滅に向けた学級スローガンづくり
 - ・児童会による、いじめ撲滅を目指したキャンペーンの展開(いじめ撲滅DVD作成)
 - ・校長による講話(講話朝会)、担当による講話(生徒指導朝会)
 - ・「いじめ防止指導事例集」を活用する等、いじめの未然防止に向けた学級担任等による指導
 - ・学校だよりや学校Webページによる家庭や地域への広報活動
 - ・簡易アンケートを実施し、児童の実態の把握

3 「人間関係プログラム」を通して

(1) 「人間関係プログラム」の授業を通して

- 学期初めに、「構成的グループエンカウンター」等のエクササイズを実施することにより、あたたかな人間関係を醸成する。
- 「相手が元気の出ない話の聞き方」「相手が元気の出る話の聴き方」等のロールプレイを繰り返し行うことにより、人と関わる際に必要となるスキルの定着を図り、いじめの未然防止に取り組む。

(2) 直接体験の場や機会を通して

- 教育活動全体を通して、意図的・計画的に「人間関係プログラム」の授業で学んだスキルを活用する直接体験の場や機会をつくり、定着を図ることで、いじめのない集団づくりに努める。

(3) 「人間関係プログラム」に係る調査結果を生かして

- 各学級担任が、学級の雰囲気やスキルの定着度を的確に把握し、あたたかな雰囲気を醸成するとともに、いじめのない集団づくりに努める。

4 「いのちの支え合い」を学ぶ授業を通して

- 児童が、相談することの大切さを理解し、相談のスキル、悩みやストレスへの対処法などを身に付ける。特にいじめは、いじめられていても本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、今年度より全ての学年で授業を行い、友達の代わりに自分が信頼できる大人に相談することができるようにする。

5 メディアリテラシー教育を通して

(1)「携帯・インターネット安全教室」の実施

○児童の情報活用能力の向上を図り、安全に正しくスマートフォンや通信機能付きゲーム機、インターネットを使うことができる力を身に付けさせ、いじめの未然防止に努める。本校では5年生を対象に行う。

6 保護者との連携を通して

- (1) いじめは絶対に許されないことについて、学校と連携して指導する。
- (2) 子どもとコミュニケーションを図り、子どもの些細な変化を見逃さないように努める。
- (3) 子どもに基本的な生活習慣を身に付けさせ、心の安定を図る。
- (4) 保護者による読み聞かせ活動を通して、豊かな心を育むことに努めるとともに、いじめに係る兆候を早期発見する。

VI いじめの早期発見（アセスメント・状況把握）

1 日頃の児童の観察

○早期発見のポイント

- ・児童の些細な変化に気づくこと
- ・気付いた情報を共有すること
- ・情報に基づき、速やかに対応すること ※記録することを徹底。

- (1) 健康観察 一人ひとりの表情を確認しながらの呼名による朝の健康観察の徹底
- (2) 授業中 姿勢、表情、視線、忘れ物、教科書・ノートの落書き、隣と机が離れている
- (3) 休み時間 独りぼっち、「遊び」「ふざけ」と称してからかいの様子が見られる
- (4) 給食 班から机を離して食べる、食欲がない、極端な盛り付け、当番を押し付けられる
- (5) 課外活動 金管・チャレンジなどを無断で休む、ペアにならない、雑用をやらされている
- (6) 登下校 独りぼっち、荷物を持たせられる

※けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合があるため、背景にある事情の調査を行い、児童の被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

2 「心と生活のアンケート」の実施及びアンケート結果に応じた面談の実施

- (1) アンケートの実施 4月・9月・1月 ※必要に応じてさらに実施
- (2) アンケート結果 学年・学校全体で共有する。
- (3) アンケート結果の活用 アンケート結果に応じて、児童と面談を行う。
面談した児童について、学年・学校全体で情報共有する。また、面談記録シートに記録し、保存する。

3 毎月の「いじめに係る状況調査」の報告

- (1) アンケートを4・6・7・9・11・1・3月に実施し、毎月の「いじめに係る状況調査」に反映させる。

(2) いじめを認知したときは、「いじめに係る対応の手引き」に基づき、組織的な対応につなげる。

4 教育相談日の実施

(1) 毎日放課後を教育相談日とし、保護者からの相談を積極的に受ける。

(2) 保護者が相談を行うことができる体制づくりに努める。

- ①教育相談室の充実
- ②教育相談主任との連携
- ③さわやか相談員、スクールカウンセラーとの連携
- ④その他外部関係機関との連携

5 保護者アンケートの実施

(1) アンケートの実施 年1回を基本とする。(学校評価アンケートと兼ねる。)

(2) アンケート結果の活用 結果をもとに「いじめに係る対応の手引き」に基づき、対応する。

6 地域からの情報収集

○民生委員、主任児童委員、防犯ボランティア、学校関係者評価委員、学校評議員 など

VII いじめの対応

いじめやいじめの疑いがあるような行為を発見したり、情報を把握したりした時は、速やかに学校いじめ対策組織に対し、当該いじめに係る情報を報告する。その後、「いじめに係る対応の手引き」に基づき、組織的に対応する。

- 校長・教頭は、
情報を集約し、組織的な対応の全体指揮を行う。
構成員を招集し、いじめ対策委員会を開催する。
- 教務主任は、
校長の名を受け、関係教職員の連絡・調整を行う。
- 担任は、
事実の確認のため、情報収集を行う。
いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
いじめた児童に、自らの行為の責任を自覚させるための指導を行う。
- 学年主任は、
担当する学年の児童の情報収集を行う。
担当する学年の情報共有を行う。
校長・教頭に報告する。
- 学年担当
担当する学年の児童の情報収集をする。(できるだけ複数で情報収集する)
- 生徒指導主任は、
児童の情報を把握できる体制づくりをする。
児童の情報を全教職員に共通理解を図るための体制を整備する。
- 特別支援教育コーディネーターは、
問題の背景に障害が要因として考えられないか、情報収集を行う。
校内・校外のコーディネーターとして関係者間の連絡・調整を図る。

- 養護教諭は、学校において、児童の心身の様子をしっかりと把握し、支援を行う。
- さわやか相談員は、児童の心に寄り添い、教職員と連携して支援を行う。
- スクールカウンセラーは、専門的な立場から、アセスメントに基づく支援の指導助言や、児童へのカウンセリングを行う。
- スクールソーシャルワーカーは、情報の提供及び専門的な立場から、児童生徒の環境に働きかけるプロセスにおける連携、仲介、調整を行う。
- 保護者は、家庭において、子どもの様子进行しっかりと把握し、異変を感じたときは、直ちに学校と連携する。
- 地域は、いじめを発見し、又はいじめの疑いを認めた場合には、学校等に通報又は情報の提供を行う。

Ⅷ 重大事態への対応（「いじめ防止対策推進法」第28条）

- 生命・心身に重大な被害が生じた場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、「いじめ対策推進法」、「いじめの防止等のための基本的な方針」、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」、「さいたま市いじめ防止対策推進条例」「さいたま市いじめ防止基本方針」、及び「いじめに係る対応の手引き」等に基づいた対応を確実にを行う。

○重大事態について

ア)「生命・心身に重大な被害が生じた疑い」

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 等

イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」

- ・年間30日を目安とする。
- ・一定期間連続して欠席している場合は、迅速に調査に着手する。

- 児童や保護者からいじめに関する申し立ては、学校が把握していないきわめて重要な情報である可能性があることから、次の対応を行う。

ア) いじめ対策委員会で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う。

イ) 校長・教頭は、いじめの事実の確認を行い、結果を教育委員会に報告する。

ウ) 学校は、「児童生徒の心のサポート 手引き いじめに係る対応」に則り、組織的な対応を行う。

※教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断

<学校を調査主体とした場合>

- 1 校長・教頭は、直ちに教育委員会に報告する。
- 2 学校は、教育委員会の指導・支援の下、学校の下に、いじめ対策委員会を母体とした、重大事態の調査組織を設置する。

- 3 学校は、いじめ対策委員会で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- 4 学校は、いじめを受けた児童及びその保護者に対して、情報を適切に提供する。
- 5 校長・教頭は、調査結果を教育委員会に報告する。
- 6 学校は、調査結果を踏まえた、必要な措置を行う。

＜教育委員会が調査主体となる場合＞

- 1 学校は、教育委員会の指示の下、資料の提出など、調査に協力する。

IX 研修

いじめの未然防止（「人間関係プログラム」の研修を含む）、早期発見・早期対応など、インターネットを通じて行われるいじめへの対応など、教職員のいじめに対する意識や対応力を高める研修を計画的に行う。

（１）岸町小学校いじめ防止基本方針の周知徹底

（２）取組評価アンケートの実施、結果の検証

1 校内研修

（１）生徒指導・教育相談に係る研修

○いじめの問題に係る生徒指導研修会報告 生徒指導主任 （５月予定）

○児童理解研修 年３回を基本とする。

（２）「ネットいじめ」に係る研修の実施

ア．ねらい 「ネットいじめ」等に、迅速かつ適切に対応するため

イ．回数 年１回を基本とする。

ウ．情報教育部と連携して、児童の実態や発達段階に応じて、内容を検討する。

X PDCAサイクル

より実効性の高いいじめの防止等の取組を実施するため、岸町小学校いじめ防止基本方針が、学校の実情に即して機能しているかを、いじめ対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直す、というPDCAサイクルを行う。

1 年間の取組についての検証を行う時期（PDCAサイクルの期間）

（１）検証を行う期間 各学期末とする。

2 「取組評価アンケート」、いじめ対策委員会の会議、校内研修等の実施時期

（１）「取組評価アンケート」の実施時期 各学期１回を基本とする。

（２）いじめ対策委員会の開催時期 年２回を基本とする。（Ⅳ 1（３）の通り。）

（３）校内研修会等の開催時期 年１回を基本とする。

